二　法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習であつて、当該認知機能検査の結果について第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上であつた者に対するもの	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 三　認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。	二時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間）
三　法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習であつて、当該認知機能検査の結果について第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であつた者に対するもの	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（個人指導（指導を行う者一人に対し指導を受ける者が一人のみである指導をいう。以下この表において同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること。 三　認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。	三時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、二時間）